

国際日本文化研究センターデータベースの公開認定に関する内規

平成 8 年 1 2 月 1 9 日 決 定
令和 2 (2020) 年 2 月 2 0 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この内規は、国際日本文化研究センター公開データベース利用規則（平成 5 年 1 0 月 2 1 日制定。以下「利用規則」という。）第 2 条に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）又はその職員等が作成したデータベースの公開認定に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この内規において「データベースの公開」とは、利用規則第 3 条に定める研究者のために行う利用登録制の学術的オンラインデータベースの提供をいう。

2 広報用データベース等、利用登録を要せず不特定の公衆に提供するものの選定及びその内容については、別に定めるところによる。

(センターの作成に係るものの認定)

第 3 条 情報管理施設長は、センターの作成に係るデータベースが完成したときには、所長に対し、公開認定手続の開始について速やかに上申するものとする。

(職員等の作成に係るものの認定)

第 4 条 データベースの公開認定を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 職員（客員教員を含む。）
- (2) その他所長が適当と認めた者

(申請)

第 5 条 前条の資格を有する者が、その作成に係るデータベースの公開認定を希望する場合は、別記様式第 1 号により、情報管理施設長を経由して、所長に申請するものとする。

(認定)

第 6 条 所長は、第 3 条又は前条の規定により上申又は申請を受けたときは、情報システム委員会の議に基づき、認定を行う。

(通知)

第 7 条 所長は、第 5 条の規定による申請に対し認定を行った場合は、その結果を別記様式第 2 号により、申請者に通知するものとする。

(内容更新の努力義務)

第 8 条 公開されたデータベースについては、その作成者は常に内容の更新に努めなければならない。

(取消し等)

第9条 第3条から前条までの規定により公開されたデータベースについても、その後の事情の変化等により公開に適さなくなると認められるものについては、所長は、情報システム委員会の議に基づき、公開中止をはじめ、適切な措置を講ずることができる。

附 則

この内規は、平成8年12月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この内規は、令和2(2020)年2月20日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

データベース公開認定申請書

国際日本文化研究センター所長 殿

申請者

印

下記のデータベースについて、所定の資料を添え、利用規則第3条に定める研究者のために行う利用登録制データベースとしての認定を申請します。

記

令和 年 月 日申請

データベースの名称	
データベース内容の更新計画	

添付資料

- (1) データベースの作成届出書のコピー
- (2) 出典の著作権が外部にある場合は、許諾書等権利関係書類
- (3) データベースの説明書（仕様書、設計書等）
- (4) データベースの印刷例
- (5) その他所長が必要と認めたもの

別記様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

データベースの公開認定について

殿

国際日本文化研究センター所長

申請のあったデータベースについて、審査結果を下記のとおり通知します。

記

認定の可否	国際日本文化研究センター利用規則第3条に定める研究者のために 行う利用登録制データベースとして 認定する 認定しない
データベースの名称	
備考	